

学校で予防すべき感染症および出席停止期間の基準

<第1種>

感染症名	出席停止期間
感染症法の1類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）と、結核を除く2類感染症（ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ）	・・・発症から治癒するまで・・・

<第2種>

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
麻疹	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

<第3種>

感染症名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	発症から、医師により感染の恐れがないと認められるまで
<その他の感染症>	
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等）	下痢、おう吐症状が軽減した後、全身状態が良くなるまで
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良くなるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間以降

### 学校感染症による出席停止について

お子様が下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法により「出席停止」となります。  
出席停止の期間は欠席にはなりませんので、医師の指示に従って必要と認められた期間、十分に休養してください。

なお、医師の診断を受けた場合は、速やかに学校まで連絡してください。  
治癒または他に感染の恐れがないと認められ、登校する際には、下記欠席届に必要な事項を保護者の方が記入のうえ、学校に提出してください。

【対象となる感染症】

- 第1種 感染症法の1類と結核を除く2類の感染症
- 第2種 インフルエンザ・麻疹（はしか）・風しん・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  
百日咳・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・その他の感染症

校 長		教 頭		主 任		担 任	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

### 学校感染症による欠席届

平成 年 月 日

東京成徳大学深谷中学校長様

年 組 番氏名

保護者氏名 印

下記のとおり診断されましたので、報告いたします  
記

診 断 名	
症 状 等	
治 療 の 内 容	
欠 席 期 間	月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
病院 ( 医 院 ) 名	
// 所在地	市町村
// 電話番号	

\*病院 ( 医 院 ) 受診の証明となる書類 ( 医療費支払い領収証等 ) を添付してください。